

令和 4 年 度

教育委員会定例会（11月）議事録

四條畷市教育委員会事務局

1 開催日時・場所

令和4年11月30日（水）10時00分から11時10分まで

四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	佃 千春
委 員	河田 文
委 員	尾崎 靖二

3 事務局出席者

教 育 部 長	阪本 武郎	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 教育支援センター長兼	花岡 純
教 育 部 副 参 事	賀藤 久道	学校教育課指導担当課長 兼学校給食センター所長 教育支援センター長	広谷 光輝
教 育 総 務 課 長	板谷 ひと美	代理兼学校給食セン タ ー 所 長 代 理 ス ポ ー ツ ・ 文 化 財 振 興 課 長	櫻井 康弘
教 育 総 務 課 主 任	木邨 勇貴	教育部上席主幹（スポ ー ツ ・ 文 化 財 振 興 担 当） 兼主任	神本 かおり
青 少 年 育 成 課 長	勝村 隆彦		村上 始
文化・公民館振興 課長兼公民館長	安田 美有希		

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 菊岡 志保

5 付議案件

議案 第32号	四條畷市立市民活動センターの管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案 第33号	四條畷市立学校給食センター施設・設備等修繕計画の制定について
議案 第34号	四條畷市立市民活動センター修繕計画の策定について
議案 第35号	四條畷市立市民総合体育館修繕計画の策定について
報告 第15号	四條畷市文化財保護審議会委員の委嘱について
報告 第16号	社会教育施設の管理運営に関する評価結果（令和3年度分）について

報告 第17号 令和4年度四條畷市体育・文化奨励賞の受賞者について

報告 第18号 令和4年度一般会計補正予算（第6号）に対する意見の申し出について

植田教育長	<p>只今から11月の教育委員会定例会を開催します。会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
板谷教育総務課長	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、会議が成立していることを報告いたします。</p>
植田教育長	<p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2号の規定に基づき議事録署名者の指名をおこないます。</p> <p>本日の議事録署名者は、山本教育長職務代理者をお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第32号 四條畷市立市民活動センターの管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
神本スポーツ・文化財振興課長	<p>議案32号 四條畷市立市民活動センターの管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により議決を求めます。</p> <p>市民活動センター体育館の空調設備設置等工事を本年度中に完了するにあたり、使用団体が空調設備を使用する場合の光熱費の実費負担を定めるため、本案を提案しました。</p> <p>改正の概要としては、資料③新旧対照表のとおり、第8条に、「使用者は、センター付属設備である体育館空調設備の使用に伴う光熱費は、別表に定められた費用の額を負担するものとする」を追加し、別表に使用区分ごとの使用料を示し、併せて様式に付属設備に関する項目を追加いたします。</p> <p>次に、別表に定める体育館空調設備の使用に係る光熱費負担額の根拠を説明いたします。1時間あたりの単価である500円を使用区分の時間構成に合わせ積算した金額を実費負担額としております。</p> <p>資料⑤をご覧ください。市民活動センター体育館の空調設備については、未稼働設備であり、稼働に係る光熱費実績や団体の使用動向が定まっております。ついては、ガス式空調設備を導入した場合の体育館の想定稼働時間を算出し、室外機の容量から体育館で使用した場合の年間の光熱費を算出のうえ、1時間あたりの単価を算出し、使用区分ごとの時間を積算して金額を定めております。</p> <p>まず、年間のガス及び電気の想定消費量に係る光熱費が(B)の228,00</p>

	<p>0円となります。これに対し、機器が定格運転、つまり設備の能力が100%稼働している状態で運転される想定稼働時間(A)を447時間と仮定し、(B)を(A)で割り戻した1時間あたりの単価を利便性の観点から100円未満切り捨て500円としております。これに、各区分ごとの時間を積算した金額を設定し、通常の施設使用料とは別に実費分として希望に応じ負担いただきます。</p> <p>この金額は、アリーナ面積が同等の市内小学校体育館の1時間あたりの負担額と同額であり、相当額と考えます。</p> <p>スケジュールとしましては、本日の審議を経て、市議会への報告、使用者等への周知を図り、令和5年4月1日の施行を予定しております。</p> <p>以上が規則改正の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
植田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
山本教育長職務代理者	<p>様式に午前9時から午後9時30分までの使用区分がありますが、例えば午前9時から正午まで空調を使用せず、それ以降は使用する場合、どのように対応するのでしょうか。</p>
神本スポーツ・文化財振興課長	<p>使用区分ごとに空調料金がかかるので、午前と午後で空調の使用が異なる場合は、午前と午後の申請を分けていただく必要があります。</p>
佃委員	<p>市民活動センターに限らず、光熱費の値上げで予算が不足し、補正予算を組まなければならない場合がありますが、使用される方々にエコの意識を啓発する取組みは全庁的に行われているのでしょうか。</p>
阪本教育部長	<p>コロナ禍にあり、換気をしながらのエアコン使用、マスクの着用、黙食等を行っている状況です。衛生部局としては、まずは予防を第一に、引き続き、換気、マスクの着用を推奨されています。</p> <p>また、市全体として光熱費削減を趣旨とした公共施設の時間短縮は考えておらず、それぞれの施設で、できるだけ効率的な使用をお願いしている状況です。</p>
植田教育長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第32号 四條畷市立市民活動センターの管理・運営に関する規則の</p>

一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

植田教育長

異議がないようですので、議案第32号については、原案のとおり可決することに決しました。

それでは、次に移ります。

議案第33号 四條畷市立学校給食センター施設・設備等修繕計画の制定についてを議題といたします。

事務局から本件の内容説明を願います。

広谷教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長兼学校給食センター所長

議案第33号 四條畷市立学校給食センター施設・設備等修繕計画の制定について、学校給食の安定した提供を継続するにあたり、施設・設備の修繕を計画的に実施するため、四條畷市立学校給食センター施設・設備等修繕計画を制定したく、議決を求めます。

四條畷市立学校給食センター施設・設備等修繕計画に沿い、内容を説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。対象施設、機器設備、備品等を載せております。こちらでは、今後5カ年の修繕対象とする厨房機器を並べています。厨房機器の種類は約60種類あり、そのほとんどが設置してから一度も更新がない状況です。

4ページの2 老朽化状況をご覧ください。学校給食センターの厨房機器は、供用開始後21年が経過しており、老朽化が著しく、更新のタイミングが迫っています。毎年、修繕を行っておりますが、計画的な更新が必要です。

また、配管や照明も老朽化の影響により劣化が著しく進んでおり、修繕範囲や費用が増加しています。4ページから7ページに学校給食センターが実施した直近の厨房機器の工事・修繕履歴を参考までに掲載しております。

8ページをご覧ください。3 判断指標及び優先度判定です。計画的に更新工事を実施していくため、判断指標を設け、対象工事の評価を行います。判断指標は、劣化の状況、劣化進行の可能性、対人危険度、利用障害度、関連工事等の有無の5項目とし、評価ランクをA、B、Cの3段階に分け、9ページの優先度得点の算定フローに基づき優先度を判定しております。

10ページから13ページでは、それぞれの厨房機器の評価結果一覧を載せています。ア.劣化の状況、イ.劣化進行の可能性、ウ.対人危険度、エ.利用障害度についてはA、B、C判定、オ.関連工事についてはそれぞれのカテ

植田教育長	<p>ゴリーに分類しました。</p> <p>14ページから18ページをご覧ください。それぞれの厨房機器について、更新工事の評価結果一覧から、9ページの優先度得点の算定フローに基づき、優先度の得点を算出しました。なお、優先度の得点は、100点を限度に緊急性が高いものほど高得点になります。なお、この表に令和10年度の項目が2つございますが、重複により、11年、12年、13年の記載へと訂正させていただきます。</p> <p>19ページ、6 今後のスケジュールをご覧ください。14ページから18ページの更新工事の優先度が100点のものから順に整理しました。今後5年間でスケジュールに記載している厨房機器の更新を行う予定です。</p> <p>最後に、20ページから21ページにかけて、今後の更新工事の予定金額を参考として記載しています。</p> <p>以上が議案第33号 四條畷市立学校給食センター施設・設備等修繕計画の制定についての内容説明となります。ご審議、よろしく申し上げます。</p> <p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
山本教育長職務代理者	<p>判断指標について、ウ.対人危険度及びエ.利用障害度が優先となっており、利用障害度には法律違反、不適格を含んでいますが、学校給食センターには不適格等の箇所はないという認識でしょうか。もしあれば、優先しなければならないと考えます。</p> <p>次に、今後5年間に修繕対象とするものが60項目上がっていますが、今後のスケジュールの5年間には40数項目しかありません。残りの項目は耐用年数に満たない、あるいは修理で対応するという認識で良いのかお伺いします。</p>
広谷教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長兼学校給食センター所長	<p>まず、法律違反や不適格はないかというご質問に対しては、厨房機器のため、劣化以外に法的な問題はないという認識です。</p> <p>2つめのご質問に対しては、お見込みのとおり、既に修繕や入替えを行った機器については耐用年数が15年のため、今後のスケジュールに入れておりません。例えば、今年度にマイコンスライサーの入替えを行っており、経過年数が0年のため、今後のスケジュールから外しております。</p>
山本教育長職務代理者	<p>そうすると、経過年数0年のものや太陽光パネル等の修理は今後5年間で考えていないということで良いですか。例えば、マイコンスライサーは毎年のように修理等に費用がかかっていますが、これらに関してはどのように考えれば良いでしょうか。</p>
広谷教育支援センタ	<p>マイコンスライサーなど、消耗品的なものは修理が必要となりますが、大</p>

<p>一長兼学校教育課指導担当課長兼学校給食センター所長</p>	<p>幅な入替えは予定していないという意味になります。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>その考え方であれば、今後5年間の修理対象機器から外すべきではありませんか。学校給食センターには対象機器とされたもの以外にも、たくさんの機器や設備があると思います。対象機器として計画に掲載する限りは、今後のスケジュールに項目として載ってくるべきだと思いますし、スケジュールに載せないのであれば、毎年度の修理で対応など、説明を加えるべきと考えます。</p>
<p>広谷教育支援センター一長兼学校教育課指導担当課長兼学校給食センター所長</p>	<p>只今のご指摘に関しては、見直しを行いたいと思います。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>他にご意見はございませんか。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>(「なし」の声)</p> <p>ここでお諮りいたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>議案第33号 四條畷市立学校給食センター施設・設備等修繕計画の策定について、原案に適切な字句修正を加え、可決することに異議ございませんか。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>(「異議なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第33号については、原案に字句修正を加え、可決することに決しました。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、次に移ります。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>議案第34号 四條畷市立市民活動センター修繕計画の策定についてを議題といたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>神本スポーツ・文化財振興課長</p>	<p>議案第34号 四條畷市立市民活動センター修繕計画の策定についてでございます。</p>



	<p>四條畷市立市民活動センターの比較的小規模な修繕を段階的かつ計画的に実施することを趣旨に、四條畷市立市民活動センター修繕計画を策定したく、議決を求めます。</p> <p>提案理由といたしましては、四條畷市教育振興基本計画の基本方針5、学びを支える教育環境の整備を進めるにあたり、安心、安全な施設の整備を行うこと、また、令和5年度以降、直近3年間の修繕等の予算を確保するに向け、修繕計画を策定したく本案を提案いたしました。</p> <p>計画の概要を説明いたします。</p> <p>先ず、1ページをご覧ください。1 対象施設、機器設備、備品等について記載しております。</p> <p>次に、2ページでは、利用状況と設備、備品や施設の老朽化状況をまとめております。</p> <p>3ページでは、直近3年間の修繕履歴を記載しております。</p> <p>4ページ及び5ページでは、計画的に修繕工事を実施するため、判断指標5項目と、優先度を判断する3段階評価を設け、優先度得点を導く算定フローを定めております。</p> <p>6ページをご覧ください。4 修繕が必要な予定工事の評価結果を一覧としてまとめています。</p> <p>最後に、7ページでは令和5年度から7年度の工事スケジュールを掲げております。</p> <p>以上が概要の説明となります。ご審議をお願いいたします。</p>
植田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
山本教育長職務代理者	<p>2ページの老朽化状況の下から4行めの消防設備の修繕について、実施可能な箇所については令和4年度予算で前倒し実施と記載されています。また、修繕計画で令和4年度に誘導灯を修繕となっています。予算的に今年度中に修繕ができるのか、また、自動火災報知設備、火災通報装置、屋内消火栓設備、防排煙設備について、令和5年度、6年度に実施となっていますが、令和4年度の予算で前倒して修繕するものがあるのか教えてください。</p>
神本スポーツ・文化財振興課長	<p>令和4年度の修繕は、誘導灯の表示の破損を主な対象に考えています。また、自動火災報知設備と火災通報装置については令和5年度に、屋内消火栓設備と防排煙設備についても、できれば前倒しで行いたいと考えています。</p>
山本教育長職務代理者	<p>法律上、早急な修繕が必要と思いますが、2ページの下4行の記載は今の説明とは合わないと思います。また、上の部分に、防排煙設備は15台が不動作のため、早急な修繕が必要との記載があり、前倒しで行いたいと説明がありましたが、スケジュールでは令和6年度に位置付けられているのが気に</p>

<p>神本スポーツ・文化財 振興課長</p>	<p>なります。</p> <p>消防設備については早急に進めたいと考えていますが、計画的、段階的に実施するべく、このような記載となっております。ただし、前倒しの予算要求を行いながら、可能な限り早期の修繕に向け、進めていきたいと考えています。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第34号 四條畷市立市民活動センター修繕計画の策定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第34号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第35号 四條畷市立市民総合体育館修繕計画の策定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>神本スポーツ・文化財 振興課長</p>	<p>議案第35号 四條畷市立市民総合体育館修繕計画の策定についてでございます。</p> <p>市民総合体育館の比較的小規模な修繕を段階的かつ計画的に実施することを趣旨に、四條畷市立市民総合体育館修繕計画を策定したく、議決を求めます。</p> <p>提案理由といたしましては、四條畷市教育振興基本計画の基本方針5、学びを支える教育環境の整備を進めるにあたり、安心、安全な施設の整備を行うこと、また、令和5年度以降、直近3年間の修繕等の予算を確保するに向け、修繕計画を策定したく本案を提案いたしました。</p> <p>計画の概要について説明します。</p> <p>1 ページをご覧ください。1 対象施設、機器設備、備品等を記載しております。</p>

	<p>次に、2、3ページでは、設備、備品や施設の老朽化状況と直近3年間の修繕履歴を記載しています。</p> <p>4ページ及び5ページでは、計画的に修繕工事を実施するため、判断指標5項目と、優先度を判断する3段階評価を設け、優先度得点を導く算定フローを定めております。</p> <p>6ページでは、修繕が必要な予定工事の評価結果一覧を、8ページから9ページにかけては、修繕工事の優先度として得点結果をまとめています。</p> <p>最後に、10ページには令和5年度から7年度の工事スケジュールを掲げております。</p> <p>以上が四條畷市立市民総合体育館修繕計画の概要でございます。ご審議をお願いします。</p>
植田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
尾崎委員	<p>今回議案として提出された3つの修繕計画に関し、何点か要望と質問をさせていただきます。</p> <p>1点が議案書の提案理由の表記を整えていただきたい、2点が誤記載を訂正いただきたい、3点がレイアウトを整えていただきたいと思います。</p> <p>次に、算定フローは全市的なものと認識しますので、その旨の注意書きがあれば、修繕計画に対する信頼度が高まると思います。</p> <p>最後に、市民総合体育館修繕計画の2ページの第2パラグラフに、「3-8の各高圧受変電設備関連設備」とありますが、4から8ではないでしょうか。</p>
神本スポーツ・文化財振興課長	<p>先ず、レイアウトや表記については、後ほど確認させていただき、改めたいと思います。</p> <p>次に、算定フローについても、ご意見の内容の記載を加えてまいりたいと考えます。</p> <p>最後に、高圧受変電設備関連設備の記載は誤記載のため、4から8に訂正させていただきます。</p>
山本教育長職務代理者	<p>先ほどの学校給食センターと同じく、対象の機器、設備、備品等の9 館内照明、11 メインアリーナの吊物設備、17 移動式バスケットゴールについて、いずれも優先順位が低く、今後のスケジュールに記載されていませんが、この3年間の取扱いについて記載が必要と思います。</p>
神本スポーツ・文化財振興課長	<p>11 メインアリーナの吊物設備については、今後のスケジュールのうち、令和7年度の欄に改修工事を位置付けております。9 館内照明については、優先順位が低いですが、今年度から指定管理者の事業として照明のLED化を進めております。17 移動式バスケットゴールについては、市民からの要</p>

植田教育長	<p>望もあるため、補助金等があれば前倒しで行いたいと考え、計画に記載しております。</p> <p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第35号 四條畷市立市民総合体育館修繕計画の策定について、原案に適切な字句の修正を加え、レイアウトを整えたうえ、可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第35号については、原案に適切な字句の修正を加え、レイアウトを整えたうえ、可決することに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>報告第15号 四條畷市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
村上教育部上席主幹 (スポーツ・文化財振興担当) 兼主任	<p>四條畷市文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、新たに当該委員を委嘱する必要が生じたため、四條畷市文化財保護条例第53条第1項の規定により、四條畷市文化財保護審議会委員を委嘱したことご報告します。</p> <p>委員の任期は、令和4年12月1日から6年11月30日までの2年間です。</p> <p>新旧対照表をご覧ください。再任が2人、新任が3人で、片岡修さん、石神怡さん、長井光子さんが退任され、新しく山中浩之さん、佐野喜美さん、田伏美智代さんが就任されます。</p> <p>うち、山中浩之さんは、近世社会文化史が専門の大阪府立大学名誉教授で、四條畷市史第六巻(民俗編)において、古文書にみる近世から近代の村落組織についてご執筆いただき、四條畷市史編さん委員にもご就任いただいております。</p> <p>佐野喜美さんは、四條畷市立歴史民俗資料館の前館長です。本市の歴史に基づいたイラストを描いていただき、資料館に展示しております。また、四條畷市史編さん委員にもご就任いただいております。</p>

植田教育長	<p>田伏美智代さんは、大阪府文化財愛護推進委員にご就任していただいております。本市の文化財行政にご尽力いただいております。</p> <p>皆さんともに、本市の歴史について精通されておられる方です。</p> <p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
佃委員	<p>先ほど紹介された、佐野喜美さんのイラストについては、多くの皆さんから高くご評価いただいておりますので、そういった観点からもご意見をいただけると良いと思います。</p> <p>文化財保護審議会について、どのような時期に何回くらい開催されているのか教えてください。</p>
村上教育部上席主幹 (スポーツ・文化財振興担当) 兼主任	<p>通常は次年度予算の要求時と予算内示後の年2回の開催で、市の文化財を指定する際には報告する必要があるため、追加で開催することになります。</p>
植田教育長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>それでは、次に移ります。</p> <p>報告第16号 社会教育施設の管理運営に関する評価結果(令和3年度分)についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
神本スポーツ・文化財振興課長	<p>報告第16号 社会教育施設の管理運営に関する評価結果(令和3年度分)について、令和4年9月21日開催の四條畷市教育委員会指定管理者選定・評価委員会で令和3年度の社会教育施設の評価を決定したので報告します。</p> <p>対象は、野外活動センター、教育文化センター、歴史民俗資料館、市民総合センター及び市立公民館、市民総合体育館及び体育施設の5施設です。</p> <p>野外活動センターの指定管理者である特定非営利活動法人ナックについては、コロナ禍においても徹底した対策のもと安全な運営に努め、収支の黒字を達成したことに加え、アンケート調査でもこれまで同様に高い評価を得ていることが評価されています。今後は、利用者に対するサービスの質を維持、向上しながら、新たなプログラムの実施や利用者の開拓にさらに努めていただくとともに、アウトドアルーダーの育成に努めていただくことを課題として、計画内容をやや上回るため努力していると判断し、評価を4としていま</p>

す。

次に、教育文化センターの指定管理者である阪奈エンタープライズ株式会社については、新型コロナウイルス感染症対策のため、市との綿密な連絡のもと臨機応変な対応を要するなか、迅速丁寧な利用者への連絡やHPへの速やかな情報掲載を行った点、また、自主事業について、感染症対策を徹底し、参加者が安心して参加できる環境を整備した点、アンケート調査でも高い評価を得ている点が評価されています。今後は、コロナ禍で減少した利用率の回復に向けて、地域の新規利用者の獲得につながるよう、施設の情報や自主事業等の広報活動の方法を再考いただくことなどを課題とし、計画内容どおりであり、妥当であると判断のもと、評価を3としています。

次に、歴史民俗資料館の指定管理者である株式会社地域文化財研究所については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、個人利用者が減少する一方、団体利用者が増加し、全体として入館者数が回復傾向にあるとともに、市が実施する資料貸出しなどへ全面的に協力した点、アンケート調査でもスタッフの対応や展示解説について高い評価を得ている点が評価されました。今後は、教育委員会と協力のもとSNSなどをさらに活用して貴重な歴史遺産の情報発信に努めることを課題とし、計画内容をやや上回るため努力していると判断のもと、評価を4としています。

次に、市民総合センター及び市立公民館の指定管理者である四條畷市ラーニングコモンズについては、ハード面において、従前より非常勤の技術職員が専門家の見地から修繕内容の見極めを行い、良好な修繕等を行っている点、省エネ、環境負荷の低減に取り組んでいる点、ソフト面において、市の関係部署や市民活動団体との協働による事業を継続して積極的に推進しているほか、窓口の受付時間延長など、より多くの利用者に施設を利用してもらう取り組みを実施した点、アンケート調査でも施設利用の感想や職員の対応で高い満足度を得ている点などが高く評価されました。今後は、さらなる市との連携体制の充実や健全な収支状況を課題とし、計画内容をやや上回るために努力していると判断し、評価を4としています。

最後に、市民総合体育館及び体育施設の指定管理者である四條畷市スポーツコモンズについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止による臨時休館や時短対応のなか、感染症対策を講じて安全な運営を行えた点、自主事業について、各種スポーツ団体と協力したイベントの開催による収入増があった点、初期費用投資として、次年度実施予定の修繕を前倒して行った点、屋外体育施設の修繕、整備に関し、利用者からの問合せや要望に対し迅速に対応した点が高く評価されました。今後は、引き続き自主事業の充実と健全な収支運営を課題として、計画内容をやや上回るため努力していると判断し、評価を4としています。

参考資料として、それぞれの指定管理者の経年の講評資料を添付しており、評価表は市ホームページでの公開を予定しております。

植田教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
尾崎委員	評価票の記述は、管理運営の内容等、概ねの内容を指定管理者が記載し、施設の評価を指定管理者選定・評価委員会がされているという解釈でよろしいですか。
神本スポーツ・文化財振興課長	指定管理者から項目ごとに実績報告をいただき、それをまとめたのが評価票の内容となります。講評を指定管理者選定・評価委員会に行っていただいています。
尾崎委員	<p>例えば、市民総合体育館への主な要望、意見、苦情として、アリーナの床が滑りやすい、駐車場が暗く足元が不安、正面受付前の避難通路が塞がれており改善して欲しいとありますが、これに対する指定管理者の認識や対応状況が記述されていれば良いと感じます。今後に向けて要望しておきます。</p> <p>また、教育文化センターの評価について、令和2年度は4であったのが、3年度は3に下がっています。近隣まで及ぶ落ち葉やごみの収集をされており、日常清掃や保守、点検、芝生の管理が評価されています。これについて、歴史民俗資料館では平成28年度から顕著との文言を使い、非常に高く評価されているので、教育文化センターにも同様の評価があつて良いのではないかと感じます。また、コロナ禍で利用率が減少していることに対する改善が指摘されていますが、利用率の上昇より安心、安全に利用いただくことに力点を置くべきと考えます。これらのことから、教育文化センターについては令和2年度と同様の評価でも良いのではないかと感じました。今後、講評と評価の整合について、改善していただきたく要望しておきます。</p>
神本スポーツ・文化財振興課長	主な要望、意見、苦情への指定管理者の対応について、先ほどいただいたご意見の趣旨を踏まえ、改善していきたく思います。
佃委員	市民総合体育館について、前年より様々な改善があり、3から4に評価が上がったのは非常に納得ができました。一方、教育文化センターについては利用者が減少している一方、収支が黒字になるなど、努力が感じられるにも関わらず評価が下がっています。その理由を教えてくださいませんか。
安田文化・公民館振興課長兼公民館長	総合評価については、委員5人の採点結果の平均に対し、小数点以下を四捨五入して算出しています。教育文化センターについては、令和2年度が3.5、3年度が3.4であったため、四捨五入により評価が変化しております。
植田教育長	他に質疑はございませんか。

<p>植田教育長</p>	<p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>報告第17号 令和4年度四條畷市体育・文化奨励賞の受賞者についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>神本スポーツ・文化財 振興課長</p>	<p>報告第17号 令和4年度体育・文化奨励賞の受賞者について、四條畷市体育・文化奨励賞表彰要綱に基づき受賞者を選出したことを報告します。</p> <p>受賞者一覧をご覧ください。体育奨励賞では、奥田悠貴さんをはじめ個人9人に加え、バドミントン競技一般男子の部四條畷市選抜1団体、文化奨励賞では、植村忍さんをはじめ個人4人を受賞者として選定いたしました。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、次に移ります。</p> <p>報告第18号 令和4年度一般会計補正予算(第6号)に対する意見の申し出についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>阪本教育部長</p>	<p>報告第18号 令和4年度一般会計補正予算(第6号)に対する意見の申し出について、令和4年度一般会計補正予算(第6号)を市議会12月定例議会へ上程するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の意見を申し出ることについて、特に緊急を要するため委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき教育長をして臨時に代理したので、同規則同条第3項の規定に基づきその内容を報告します。</p> <p>教育関連の補正予算の詳細について、配布している資料 令和4年度四條畷市一般会計補正予算に関する説明書に基づき説明いたします。</p> <p>資料の5ページ、第3表の債務負担行為補正をご覧ください。学校給食配</p>



	<p>送車購入に係る経費については、給食をより安定的に提供するため、運搬に使用する車両を4台購入するもので、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴う部品供給不足の影響により納車までに相当な日数を要することから、令和6年4月からの新たな体制構築に向け、今年度から購入の準備を進めるものです。期間を令和4年度から5年度、限度額を税抜き3,080万円に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とし、債務負担行為を設定します。</p> <p>続いて、資料の20ページから21ページの款「教育費」、項「教育総務費」、目「事務局費」の人件費（事務局費）から24ページから25ページの同款、項「保健体育費」、目「学校給食運営費」の人件費（学校給食運営費）については、人事異動等に伴う調整及び本年度の人事院勧告に準拠した職員給与の改定に伴う人件費の増減額などを計上しており、報酬については、大阪府最低賃金の引上げ等により、令和4年10月1日から会計年度任用職員の給与改定を実施したことに伴い予算不足が見込まれることに対する増額を計上したものです。また、小中学校及び市民活動センターの物価高騰の影響による電気、ガス代の値上がりに伴い、今年度決算見込みに基づき、光熱水費の増額を計上しております。内容の説明は以上です。</p> <p>なお、本補正予算は令和4年12月1日に開催される市議会12月定例議会において審議される予定となっております。</p>
植田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
山本教育長職務代理者	<p>学校給食センターの給食配送車の購入については、他市でも問題になっている事案であり、子どもたちに直接的な影響を及ぼすものですので、ぜひ実現いただけるようお願いしておきます。</p>
植田教育長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p>
植田教育長	<p>それでは、その他の案件に移ります。</p>
花岡教育部次長兼学校教育部長	<p>四條畷小学校6年生の1クラスで11月30日から12月2日までの間、学級閉鎖になっていることを報告します。</p> <p>学級閉鎖の理由は、新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者が基準を超えたことによるものです。</p>
植田教育長	<p>他にございますか。</p>
広谷教育支援センタ	<p>学校給食において、卵、山芋のアレルギー原因食品を含む食品の誤提供が</p>

<p>一長兼学校教育課指導担当課長兼学校給食センター所長</p>	<p>発生しましたので、その経過をご報告いたします。</p> <p>令和4年11月28日の午後、子どもがアレルギー症状を発症したと学校から連絡が入り、調理業者に給食へのアレルギー物質の混入がなかったかを確認したところ、小おかずには卵と山芋を用いた加工済製品が納入されたことが判明しました。</p> <p>食材発注の際、学校給食センターが卸業者に卵、山芋なしのお好み焼きを発注したところ、卸業者が製造業者に卵、山芋を用いたお好み焼きを誤って発注、その製品が学校給食センターに配送され、給食として提供されたことが要因となります。</p> <p>これにより、卵、山芋アレルギーのある児童生徒のうち8人がアレルギー症状を発症し、うち1人が救急搬送され、入院に至りましたが、現在、全員の症状がほぼ改善しております。</p> <p>今回の事態を厳粛に受け止め、今後の再発防止に向けて、卸業者に対し、正確な発注と複数人による製品確認等を指示するとともに、学校給食センターにおいてもチェック体制の強化を図り、安心、安全な給食の提供に全力で取り組んでまいります。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>他にございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。これをもちまして、定例会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年12月28日

四 條 畷 市 教 育 長                      植 田 篤 司

四 條 畷 市 教 育 委 員                  山 本 博 資